

第七回国会 内閣委員会議録 第二十二号

昭和二十五年四月二十八日(金曜日)
午後二時四十九分開議

出席委員 鈴木 明良君

理事江花 静君 理事小川原政信君
理事木村 審君

蓬澤 高塩

王置 寛君

三郎君

田中 萬逸君

鈴木 勇君

田中 中垣

國務大臣

水田 三喜男君

國務大臣

行政管理次長

農林事務官

通商次長

中央經濟調査官

農林事務官

部漁政課長

中央經濟調査官

房秘書課長

専門員

専門員

専門員

専門員

作君

作君

收賄対策官

委員井上知治君

委員作君

坂本寅君

根本龍太郎君

高辻正巳君

大久保武雄君

坂本寅君

奥村重正君

戸嶋芳雄君

高辻正巳君

大久保武雄君

大久保武雄君

坂本寅君

奥村重正君

と思ひます。ところが依然としてそぞういつたものが残つておる。今度出た定員法を見ましれも、きようの御説明だと、たとえば経済統制関係の会議によつて郵政省まで影響が及んで、十何名かの減員をやらなければならぬといつたような段階にある。これと同じようなものができて、自治厅や自治委員会議の方の仕事は、ほんど私たちの見た目にはなくなるようなものだと思うのであります。それにもかかわらず依然として自治厅なんかにおいては一つも定員法は問題になつておらない。それはどういうわけでしようか。

○高辻政府委員 私から一応お答え申し上げます。地方自治厅の残りました事務が何であるかと、ということについて、ごく大ざっぱに事務の範囲を申し上げてみたいと思いますが、国と地方公共団体の連絡をはかるということ、それから地方自治に影響を及ぼす国の方策の企画立案及び運営等に関しまして、地方自治権擁護の立場から、必要な意見を内閣、それから関係行政機関に申し出る。それから国家行政組織法に内閣總理大臣の権限が書いてあるわけがございますが、それは府令、省令等に基きまして、各大臣が地方公共団体の長に対してなす命令、示達その他の行為について、地方自治の本旨に反するものがあると認めますときには、関係各大臣にそれべく指示をすることができるわけでござりまするが、その補助に當る。それからまた地方自治法上、内閣總理大臣の権限の行使を認められて

いる事項が相当あるわけでござります。たとえば都道府県知事等が国の機関としての行為につきまして、ある程度内閣総理大臣の権能がマンデイメント・プロジェクト等といふ形において残つておるわけであります。そういう権限の行使について補佐をする。それからまた公共団体の行政、財政、公務員等に関する制度について企画立案案をする。それから公共団体の行政職員に關する調査統計の作成、資料の収集配付を行う。それからまた地方財政に関する財政委員会に対し資料の提供を求める。あるいはまた地方自治に関する図書を刊行いたしまして、講習会を開催する等、地方自治の推進をはかるといったようなふうに、相当の範囲の所掌事務が残つておるわけでございます。しかしてこの推進普及徹底をはかるといつたようなふうに、相当地域の自治委員会といふものは、これまでもう事務を行はう上におきまして、やはり地方団体の意向というものを反映せしむるためにも、これは一挙になくなくて、いろいろよりも、やはりそういう意味合いでござります。しかし、その性格は、地方財政委員会等の議決機關が、一方に財政に関しては、一応諮詢機關という形にいたしまして、その構成にも若干の変更が加わるというわけであります。

おりますが、その関係と、さつきあなたがおつしやつた国家行政組法によつて、各関係大臣なんかがいろいろなことを末端に命令をやる。たとえばもし龍免をした場合は、たしかこれは一般に公示をしなければならぬというような規定もあつて、相当地方自治の精神を重んじておつたと思うが、今まで行きますと、財政委員会は関係大臣よりも大なる権限を持つておつて、そして懲役にするということになりますが、こういう懲役にするような場合には、この地方財政委員会が告発するのですか、それともどういうような方法でやるのですか。

認定をしてやるのかといったような問題なのです。たとえば答弁できないような質問、あるいはいろいろな調査を要求しておいて、それに対して答弁も報告もできなかつたような場合も、今、の平衡交付金や地方税法と関連して考えますとあり得る場合もあるようになります。そういう場合には、何も末端で答弁をしなかつたのが悪いのではなくて、答弁のできないような要求をしたのが悪いというふうに考えられる場合もあると思います。そういうものに対しては、この三つの法律案そのものを一体として見てもらえばいいわけなのですが、そこへ設置法だけを持つて来て、これは民主的なものだからと言うのは少しおかしいと思うのです。

○高辻政府委員 御指摘の点は、地方財政平衡交付金の方にはそういうことはなかつたかと思いますが、地方税法等につきまして、何か御指摘のようないい條項でもござりますれば言つていただきたいと存じます。

○木村(繩)委員 随所にあるのです。たとえば地方税については、農地の固定資産税の倍数などの決定権を財政委員会が握つておる。それからまた市町村民税の課税標準の許可権、こういったものを握つておる。そういうふうなことはたくさんあると思います。そこで、今の、下と上との意見が食い違つて来る場合がある。そういう場合には、一方の、下からの言い分は「一つも保証されない。上からの、財政委員会の決定したものはいやでもおうでも聞かなければならぬ」というような仕組みになつておるのです。だからその委員会の方だけを見ますと、なるほど民主的になつておる。しかし片方の税法を

見ますと、抑えられている。こういう調節はここではできないのです。こういつた調節はどうのような方法でやられるのか、さつき質問した、たとえば国家行政組織法の適用によって何か訴願ができるかどうかといった点を明確にしてもらいたい。

○高石政府委員 ただいま仰せられました点につきましては、実はそれなく、法律の規定に従つてこの委員会が权限を行使するわけでござりますが、この委員会の構成をごらんになりまするとわかりますように、委員の中には各地方公共団体から推薦された者が入つておるのでございまして、委員会は自治的な組織となつておるわけでござります。政府の一機関であることには相違ございませんが、それべく独立的な色彩の條項もあるわけでございまして、それべくの権限行使については、この委員会自体が地方の利益を代表する方々が入りました。特に民主的な構成を考えまして、そういう人々によつて構成された委員会で独自に決定できることということが、この委員会の特色であるわけであります。従つて御危惧の点につきましては、この委員会自体の性格ということにらみ合せてお考えをいただきたいと思います。

○木村(義)委員 儲則の規定があると私が申しましたのは、つまり地方税法の五十六條、五十七條、三百九十七條にあるわけなのですが、上から質問した場合にこれを拒否したといったふうな場合には、一年以下の懲役というこになるのです。しかもそのこと自体は、質問書が来ただけで、地方財政委員会で決定して来るわけなのです。だから一方においては決定して来、一方

においては質問したけれども答弁がなかつたということで罰則を加えるといふのはおかしいわけなのです。片方の地方税法では罰則を設けてあるのです。地方財政委員会の手落ちを無視して、具体的な問題とは別個に地方財政委員会の方から命令が出せますか。そういうような場合の調節は地方財政委員会はどのようにしてやるのか、こういう問題です。

いますが、そういうことはできるわけ
なのですか。

○**高辻政府委員** もちろん裁判所に訴
えられることは当然にできることが
ございます。

○**木村(義)委員** 事務局職員というの
は大体どういうものをさしておるので
すか。職員がやるといふのは、この地
方財政委員会の委員がやるのか、ここ
では職員だと思うのですが、職員は委
員会の委嘱によってその権限を持つて
いるのですか、またそれとは別個な職
員の何か規則によつてやるのですか。

○**高辻政府委員** この條項に明らかに
ありますように、その職員は、地方財
政委員会事務局の職員である者であり
ます。但し地方財政委員会の委員長が
指定する者であります。

○**鈴木委員長** 他に質疑はありません
か。

「なし」と呼ぶ者あり

○**鈴木委員長** 質疑がなければこれよ
り討論に入ります。討論の通告があり
ますからこれを許します。木村栄君。

○**木村(義)委員** 私はこの法案には反
対の立場から討論をしたいと思うので
す。今私が御質問申し上げました中で
も明らかになつたように、大体この法
案というものは、地方税法並びに地方
財政平衡交付金法と不可分なものであ
つて、しかも平衡交付金法なんかは目
下地方行政委員会で審議中であるそ
うどござしますが、何にしても通過して
いない。こういつた段階にこれだけを
通すというのは、きわめて不合理であ
るということを言えます。しかもさつ
き私が申し上げましたように、固定資
産税の倍数の決定とか、あるいは町村
民税の課税標準に対するの許可権と

か、平衡交付金については交付金の額の見積り及び各地方公共団体への交付金額の決定といったふうな、重大な権限を持つておるわけなのであります。こういった重大な権限を持つたものが、わずか五名の委員によつて構成せられ、單なる諮問機関ではなく、大きな決定権を持つておる。これはいわばかつての内務省なんかが、下級の行政官吏を意のままに動かしておつたと同じような権限を持つておると私は思はう。こういつたものがこの地方自治権なんかにおける精神とは相当かけ離れた方向へ動くというのは、当然だと想ひう。そういう点から、まず内務省復活的な空気がきわめて強いから反対しなければならないと思うのであります。それからもう一つ、これは地方税に對してはまるで国税局のよくな性格のものであつて、さつき申し上げましたように、地方自治庁や地方自治委員会といふものは、この段階になれば実質的ではない。ただ地方自治庁なんかは、地方財政委員会の決定したことを運営する。そのための事務機関といったものにすぎないことになる。こういつたものをわざ／＼存置して、両方で巧みに締め上げて行くというのは、きわめて独裁的な方向だと思ふ。それからさつき私が申し上げました特に大きな問題は、答弁を拒否した場合といつたところに、もつて恐るべきものである。拒否ということでもいろいろ解釈によつて違うと思うのですが、ただ一事務局員そのものの、拒否したのだといふことにもつて恐るべきものである。報告だけで、これは拒否だと決定してしまうようなことは、相当大きな問題です。

であると思う。何も犯罪検査をやるわけではないのですから、拒否したところが危険な方法だと思う。特に刑事訴訟捲問員なんかの場合においても、御承知のこととて來て調査をして、どうもその点は答弁いたしかねますといつたことだけでも、この法律によれば一年以下の懲役となるといったふうなことは、きりめて危険なことだと私は思う。こうした関係を考えてみますと、平衡交付金でも、この法律によれば一年以下の懲役となるといつたふうなことは、きりめで将来こういった問題をめぐつての不正や腐敗、こういったものを非常に避けます。こういつた観点から、この修正案は採決なさるにしても、平衡交付金法が通つてからこの設置法案が出るときにやる危険性が多分にあると私は考らば、法律上の問題としてはいいかわからぬ。しかしまだ平衡交付金法がないのだから、これを通すのは適当なけなのです。同時にこういつたふうな修正案は反対いたします。以上簡単に反対の要点を述べておきます。

○鈴木委員長 討論はこれにて終了いたしました。
これより採決いたします。まず、修正案に賛成の方の御起立を願います。
〔賛成者起立〕
正案は可決いたしました。
次に本修正部分を除いた原案に賛成の方の起立を願います。
〔賛成者起立〕
○鈴木委員長 起立多数、よつて本修正案はただいまの修正案通り修正議決いたしました。
○鈴木委員長 次に経済調査庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。
○木村(栗)委員 きのう私は質問しておいたのですが、調査官はどのくらい減るかといふことがわかつたら御説明願いたいと思います。
○奥村政府委員 定員法の改正がごく最近にきまりまして、これは頭数できまりましたので、まだ内訳の詳細について検討が十分でございませんが、大体二十五年度におきまして、ただいま国会に提出されております定員法が通ることに相なりますと、二千五百名くらいに相なろうかと思います。
○木村(栗)委員 そのことを聞いているのじやないのです。経済調査庁関係で減るのは大体七百名ぐらいだったと思うのですが、御承知のように経済調査官級が少い。三級官は大体私の知つてゐる範囲では、調査官ではなくて事務系統の人です。二級官は調査官なんですが、だから、二級官が何ぼ減つて、三級官が何ぼ減るということをきのうか

らお尋ねして、調査してあとで御報告いたしますというような話でした。まだわからないのです。

○後藤説明員 先ほど次長から申し上げましたように、千六十名のうちで、

調査官が八百名くらい減る予定であります。

○後藤説明員 こまかい一級、二級、三級の減り方につきましては、これは給與のグ

レイドとの関係がござりますので、そちらの方の折衝が終らなければはつきりした数字が出来ないかと思いますが、大体私どもの考えでは、八百名の

うち三級官と二級官との比率は四分六

分くらいかと考えております。四分と

いうのは二級官で、六分が三級官であ

ります。

○木村(葉)委員 そこで経済調査庁にいたしましても、今までの範囲と違つて、今度は公團關係並びに特別調達庁の問題を徹底的に調査する。従つて經濟調査庁の機構は縮小できぬというようことを山口国務大臣も言わていますが、公團にいたしましても本年度で廃止になる予定である。特別調達庁につきましても、会計検査院やる権限があるし、その他関係大臣もおるわけなのですから、経済調査庁が主になつて、わざ／＼特別調達庁を調査するというようなことはおそらくないと思う。しかも問題は、特別調達庁にいたしましても、公團にいたしましても、一般の民間の請負業者とか、民間の工場といふものと密接不可分の関係で、発注をしたり受け入れをやつたりするこ

となのです。ですからそういう方面は今まででも相当調査をやつておつたわけなのです。にもかかわらず依然として経済調査庁の関係はあまり、減らないといふのは非常におかしい。しかも

私がこの間から聞いているのに、調査官がなんぼ減るのか、事務系統がなんぼ減るのかちよつとも出ていない。これはおかしい。大体こういう理由でこ

の程度減らしてほしいというべきであ

つて、いくら本多大臣が首切りが上手

でも、何も根拠がないのに経済調査

の人たちを首切るということは言えな

い。これだけ切つてもさしつかえありませんというので切るのがあたりまえ

であつて、定員法が出てあとからきめ

ますというようなばかな答弁をするの

はあなたの方だけである。なんば下手な答弁でも、こういうよくな状態で、

こういうふうに整理をすると答弁なさ

るのが当然である。ところがあなたの

方では、定員法が出たら減るでしょ

う。それから何とかしましょうという

ことである。これは人を食つた答弁

で、自由党の方でもこんなばかな答弁には御賛成なさらぬと思う。その点を明確にしてもらいたいと私はこの間か

ら言つておりますが、経済調査庁に限

つては、きのうもきょうも依然として同じなのです。その点をもう少し了解

ができますよう御答弁願いたい。

○本多国務大臣 これは経済調査庁に限りませず、大体統制撤廃に伴いまして事務量の減少する割合を見まして定員法を査定いたしましたのでございまして、その査定した範囲内において整理が行われ、事務量にちよどぶさわしい定員が残るわけでござります。

○木村(葉)委員 ただいまの本多国務

大臣の答弁はそれでよいわけですが、なぜ私がこの調査庁を問題にするかといふこと、御承知のようにこれは芦田内閣時代で大反対をされたものです。

その後性格がかわって存置しなければならないとなつたとしても、あの当時あればの反対をされた自由党としては、この調査庁の運用並びに現在の減除されまして、経済統制に関する人員というようなものについては、

相当御検討なさる必要があるというこ

とです。統制解除で統制がどん／＼解

除されまして、経済統制に関する調査のやる仕事がだん／＼なくなつて來たから、今度は特別調達庁、公團

にこれは縮小できぬというような目的條

項の一項をあとから入れて、そのため

それだけの根拠があるならば、経済調

査官は何人必要である、だから何人減

つてもよいというくらいの説明はなさ

るものが当然だ。それを定員法が出たら

やればよいのだというのならば、経済

調査庁は特別扱いだというような印象

を非常に強く受ける。だからこの点を

明確にしてもらいたい。調査官はかづ

て私は資料を要求して、その前歴から

何からみな書いた資料を手元に持つて

おるが、それを見ると、かつて海外に

おつて相当警察官として活躍した人と

たとかいうような、相当がんばりの強

い連中が多い。だからそういういつた者が

官廳内に巢くつておつて、将来非常に

巧みな方法で自分の権限を温存して幅

い連中が多い。だからそういういつた者が

つて行政監査方面にも働くことは、今までの行政に関しましてとやかくの国民党の非難のあるときもあります。その仕事担当せしめることにいたしたのではございますが、お話を調査官等に前歴

その他あまり適当でないといふような

者が多いというお話をございますが、

今回の整理にあたりましては、こうい

う点も考えて、適任者が残るよう

に措置して行きたいと考えます。また

経済調査庁の将来の問題については、

今後十分研究して行きたいと思いま

す。

○木村(葉)委員 この前の国会におい

ても、國政調査の場合に御報告願つて、調査庁のいろいろな資料を出して

から仕事が減る、従つてこれからは微

調査庁の次長か何かの御説明では、今

後は経済統制関係は非常に緩和され

て、行かなければならぬという御答

弁だった。ところがこの間大蔵委員会

において高橋国税局長官に対して、經

済調査庁はどのくらい徵稅關係、脫

稅關係について活躍しておるかといふこ

とを私が質問したら、高橋国税局長官

は、經濟調査庁は徵稅にも脱稅にも何

の役にも立たない、こういうことを

ははだれかと言つても、上の方から減らして行く、だらうというような話であつて、まことにうまいことを言われるが、一貫性がなくて、私たちは納得ができないので、そういう点を明確にし

てもらいたいわけです。公團もあるよ

うな不正事件が起つてから、お座なり

で、協力して、協力してから、お座なり

の検査をしても大した効果はない。今

調査が騒いでみても、公團くらいのものはちゃんとやつて、なかつた証拠にあ

るような事件が現われて来ている。こ

れからはやるとおつしやいますが、調

査官が騒いでみても、公團くらいのもの

はちゃんとやつて、いつ調べら

れる、どちらかと云つては、当然です。

世間がそう言つて、経済調査

がこれをやるとか言つて、半

年でやめてしまふ、また一二、三日でや

めるものに對して、検査なんといふ

ことはおかしい。だから調査官は、

逆にわれ／＼の方から徹底的に調査す

る心要がある。だからそういう観点か

ら、どれをどういうふうに何人首を切

る、どういうふうに整理する、事務を

どういうふうに縮小するのだといふこ

とを、明確にしてもらいたい。これに

対して一つも答弁がない。

○奥村政府委員 いろいろのお尋ねでございまして、その中に脱稅關係に調

査官が協力するといふようなことを

上げたかのようなお話がございまし

た。私の承知いたしております限りで

は、國税局の方から、審査の検査に

つきまして、協力してくれといふふ

うな話が、昨年であつたかあります

た。そのときに、それではこちらの方

が余力の限度において協力しようとい

うこと、全国で一、二箇所、その問

۱

題についてこちらが加勢した事例があつたように記憶しております。脱税一般につきまして、調査厅といたしまして、これに協力すると申しますか、仕事の重点に向けて行くというふうに考えたことは、今までなかつたのであります。何かこちらの説明が不十分でそういう印象を與えておつたことと想いますが、従来の私どもの考え方を申し上げまして、御了承願いたいと思う次第でございます。

それから私どもの方の構成員でござりますが、当初でき上りましたときに、だいまお示しのように、大体経済統制の励行ということで、経済警察がなくなりましたその空白を埋めて行くといったような使命も、初めは若干ましたし、そういうふうな関係で、警察、司法方面の事務になれている人を、若干職員として保有しておく必要があるという関係から、警察及び検察庁の前歴を有する者を、若干入れたわけであります。その後数回の整理によつて、そういう者の数はだん／＼減つて来ておりました。現在のところでは、総員数の一割七、八分くらいに相なっております。今後の整理におきまして、も、たゞいま本多大臣からお話をございましたように、新しい仕事の方向と、人間の前歴、能力というふうなものをお適当に勘案にいたしまして、お示しのよくな方向に努力いたしたい、かように考えております。

それから私どもの仕事のことですが、いますが、初めは先刻申し上げたようなことで出発いたしまして、その後に

ろく仕事をやつて参りますと、当私どもの言葉で監査、査察と呼んでおられます。が、役所の方の監査と、それから統制に關係いたします民間と申しますとか、業界の方を対象にいたしました調査、大体そういう方向でやつて参つたのでございます。いろいろやつて参りました経験に徴しますと、統制の段階におきましても、官庁方面にいろいろ問題がたくさんある。たとえて申しますならば、これは古い話になりますが、配給の問題にいたしましても、切符の発行でありますとか、その現物の裏づけであるとか、主として官刃の操作にまたなければならないような事柄に、どうも問題がたくさんあるというような印象を強くいたしました。その後実際の動きをいたしましては、調査の主力をおおむねその方向に向けて行つたのでございますが、統制の幅がだん／＼縮小されるようになりますて、ます／＼その傾向を強くして参つたのでございますが、経済統制の中心にあつて、行政機関方面の事務を調べておりますうちに、自然他の方面にも触れて参るわけであります。いろいろかれこれ私どもの印象といたしましては、今後はこの経済統制のみならず、重要な法令をもつて指示されました経済政策、そういう方面的、政府なり国会の御意思とされるところと、実行面とのずれ、それをできるだけ直す方向を進めて行く、これが一つく御難公するゆえんではないかというふうな考えになりました。從来とも行政監査方面の仕事はいたしておつたのでございますが、その主軸になります法令を、統制法令のほかに、一般経済関係法令というふうに、広く範囲を改めること

に、今回改正をお願いいたしました。その方に重点をおきまして、調査庁の仕事を実行して参りたい、かように考えている次第でございます。

○木村(繁)委員 私はあなたと議論してもしようがないのですが、たとえば第六回国会において、考査委員会で油糧公団を最初として、公団の不正問題を相当やることになつて、私は当時考査委員であったから、油糧公団の問題をやつた。そのときに、あなたの関係者の調査資料を出してもらつと相当おもしろいものが出てると思つて、相当私の方としてはそれを期待しておつた。ところが故意か偶然か存じませんが、あなたの方の方はそういうつたものを何も出して来ない。かえつて経済調査院は、何か公団の不正を隠蔽するような役割を果しているのではないかといふ疑いを持つたくらいです。そういつた中にいて、今度の公団事件が起つた場合に、あなたの方の監査部長、木村監査部長であつたかと思いますが、公団会計の監査の結果を公表することは、解散まぎわのことだから、おもしろくなない結果となるから、公表しない方がいいといつたふうなことまで言つている。それは犯罪捜査上隠蔽するという意味だつたかもしれません、それならそれで、あの考査委員会でやつたときには、こういつた事件はもつと未然に防げたはずであつて、あのときにもつと積極的にいろいろな資料を出してもらえばよかつた。そのときに拒否したようななかつこうになつて、この事件が起つていよく大きくなつた場合に、何かおもしろくない結果になるから、公表しない方がいいといったような、あたかも自分の方が正しいのだという

出しても、なおがんばつておられる。今度は公団の検査と
改正を見ますと、今度は公団の検査と
か、特別調達室の検査というようなこと
とを、出し抜けにして来られる。こ
れは何かその筋の方からそういうふう
な方向で温存せよといふ命令で
もあるのか、それともあなたの方で
ついているのが、そういうふうにしか解
釈できませんが、その点をひとつ御答
弁を願いたい。

るのじやないかといふような考え方から、世間に公表することを躊躇いたしましたのであります。

○木村(榮)委員 そこで明らかになつた点は、重ねて言ひますが、あれだけは反対された自由党が、今度は逆に防衛の立場にまわられたのは、逆に経済調査厅というものを使つて、特に今度は特別調達厅などで、千億以上の龐大な終戦処理費をまかなう大官庁ですが、こうやうものを經理云々ということによつて、今度は逆に経済調査厅そのもののを使って、大きなものを隠蔽して、小さいものだけ出してうまくやつてしまふのだというような隠蔽の方向に使われるためには存置されておるとしか考えられない。そういう点をもう少し明確に——調査官を何人縮小するか、答弁できないじやないか。何名か定員法できめておらぬ。そういうばかな話はない。そういうところに端的に現われてゐるようだ。陰謀によつてこれの存置がはかられておる。かように考えます。

○江花委員 今の木村君の質問の最後の点などは、いわゆるひがんでいる質問だと思います。ただ今の共産党的質問というものを持ち出しても聞いておりまして、ある程度首肯できることは、やはり経済調査厅としては、整理する場合、経済統制の事務が大体どのくらい減つたから、調査官において何名くらい、庶務的なものについては何名くらいといふ、そういう案があるべきはずです。それはやはり議員から要求されたならば、率直に御答弁になるのがしかるべきであると考えます。

それからよく祕密々々と言ひます。

ますが、そうでないものは、やはりよ

「済調査庁」とあるのは「中央経済

意を表しておきたいと思います。

○木村(築)委員 私はさつき質問した

して、ただちに討論採決に入れんこ

くとも悪くても、昔と違いまして、今日のような政治機構でありますから、

とあるのは「総務課長管轄」と
第十二條第三項及び第四項並びに
第十七條第三項中「局長」とある
のは「庁長」と、『に改める。

たしまして、この修正について申し上げたいと考えるのであります。この修正は国家の行政面が非常にかわつて参りまして、いわば客觀情勢が、かわつ

で行きますが、自由党のために都合のいいような経済調査をやる。従つて結果的には不正を隠蔽するための調査であるという性格にだん／＼かわつて

死もつことをありますかたが今もう差迫つた会期でもあり大体輪郭、骨骼といふようなものはきまつてゐる事柄ですから、この際ひとつ了承していただきたい

が申すよろなことを言つて失禮であります、質問のよくなかつこうで、その点経済調査庁当局に強く御希望申し上げておきます。

経済調査庁法の一部を改正する法律案に対する修正案
経済調査庁法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
(1) 第一條の二の改正規定に関する

御質疑はありますから、それによつて
決を願います。

る。そうでなければ事務の濫用とか、あるいはいろいろな点が明らかにされないということは、非常に国家のためには憂うべきことでありますから、将来において特にそういう点に意を注いでおられるべきである。

原案に賛成の方の御起立を願います。
〔賛成者起立〕

せん。これは委員会じゃないんだ。常識的に考えて、理事会くらい開いて、こう～こうしてやろうというくらいなことはやつて、もう少し紳士的にやるべきだ。それを多數をたのんで

(2) 附則中「経済安定本部設置法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第一号）」が制定施行されるまでは、「」を「昭和二十五年五月三十日までは、」に改め「第一條及び第一條の二中「経済調査庁」とあるものは「中央経済調査庁」と」と「第一条及び第一條の二中「」

いますから、将来にあらうることのないように一層の御戒心を願いたいと考えます。それからこの修正せざるところの原案につきましても、政府の提案に賛成する次第であります。よく簡単であります。要點だけを申し述べて賛成の趣旨の説明とする次第であります。

りますが、あの職員はどこに入つておられますか、これががちよつとわからぬのです。鉄道病院とか、いろいろ病院が付属されておりますが、あの病院はどこに入つておりますか。

一日遅れても農林なら農林關係、安本なら安本關係、これだけのものは出してもらうといつたふうなことくらいはやつてからやるのが常識です。議会無視というか、ファッショニイカ、こういうたとい四千名にしろ、五千名にしろ実際に首切る。しかも退職手当は安手と同じことをいふから、その法整

卷之三

第一類第一號

内閣委員会議録第二十三号 暁和二十五年四月二十八日

1

も今夜あたり来るということで、委員会にも出さないで、そして質問討論を打切つて採決なんていうのは、まるで委員会を無視し、自由党がファッショニズムであることを天下に証明するようやつて、おそらくこれは退職手当などをろくに出さぬと思う。出さないからこういうことをやるんだ。出したつて鼻くそほども出すか出さぬか知らぬが、とにかく法案を見ないでは納得できない。それを見せないでやるというのはなつかしい。これはほんとうに極悪非道な首切りだ。失業者は町に氾濫して、いよいよ国民を窮屈に追いかだ。なつちやないんだ。

○鈴木委員長 鈴木義男君。
○鈴木委員長 私は反対であります。この定員法は何ゆえにこういうふうな整理をし、減員をするのか、納得の行くものもありますけれども、まだ納得の行かないものがあるのであります。しかし会期が短いために十分の審議をすることができないということは非常に残念なことであります。せめて手当につきまして、これも政府の言うことを信じるほかない。とにかく昨年と同じ基準の手当を出すという約束をし、その点はやや憂えを除いたわけであります。その他の点については、人事委員会との合同審査会におきましても、わが党の委員から詳しく述べてありますから、重ねて申し上げませんが、そういう趣旨においてこの定員法には賛成いたしかねるのであります。以上反対の意見を申し上げた次第あります。

○鈴木委員長 次に江花静君。

○江花委員 自由党を代表いたしまして本案に賛成の意を表します。

○鈴木委員長 これにて討論は終了いたしました。ただちに採決いたしました。本案に賛成の方の御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。それまでもした部分についての説明を求めます。

○鈴木委員長 次に水産庁設置法の一
部を改正する法律案を議題といたしま
す。まず政府より参議院において修正
せられました部分についての説明を求
めます。

水産庁設置法の一部を改正する法
律案

右の内閣提案は本院において修正
議決した。よつて国会法第八十三條
によりここに送付する。

昭和二十五年四月二十八日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿
水産庁設置法の一部を改正する
法律案の一部を次のよう修正
する。

第五條第一号及び第二号を次のよ
うに改める。

一 遠洋漁業の許可及び指導監督
に関する事務を処理すること。

二 漁業の指導監督のために、無
線施設によつて操業漁船の位置
に関する通報を受け、及び発す
ること。

第五條に次の三号を加える。

八 漁船の登録及び依頼検査に關
する事務を処理すること。

九 漁船設計並びに漁船用機関

漁船用機械及び漁業用無線施設
に関する技術の指導監督に関する事務を処理すること。

の修築、維持管理及び災害復旧を行ひ、又はこれらを行ふ者に対する許可、認可、指導監督及び

十 漁港及び船つまりの建造及び
修理の指導助成に関する事務を
処理すること。

附 則

十一 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に関する事務を

処理すること。

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 漁港法（昭和二十五年法律第
二号）の一部を次のよう改正す
る。

附則第三項中水産廳設置法第四條
を改正する部分の規定を削る。

○戸嶋説明員 それでは参議院にお
いて修正になりました点を簡単に御説明
申し上げます。二十一日に漁港法が両
院の議決によりまして成立いたしました
た。それに伴う改正であります。改
正の第一点は、漁港法の附則においては、
して、現在の水産庁設置法を前提とし
たところに改正の基礎を置いておりま
す。それによりますと、現在の漁港行
政は漁政部においてこれを所管する、
こうしたことになつておりますが、今
度の一部を改正する法律案によりま
す。それによると、この点は、それを出さ
なかろうかと思いますが、それを出さ
なかつた理由はいかがでありますか。

○戸嶋説明員 実はもちろん議員提出
をしてお出になつた方がいいのでは
ないつもりで、今後事務的に準備をい
たしたいと、こう思っています。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 御異議なければさよう
ともはからります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり

○鈴木委員長 御異議なければさよう
ともはからります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十七分散会

〔参考照〕

海上保安庁法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

地方財政委員会設置法案（内閣提出）
に関する報告書

経済調査法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案（内閣提出）に関する報告書

水産庁設置法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

といたしましては、現在漁港行政は今度の漁港法の成立によりまして、農林大臣の権限等が幾分広くなりましたので、それがさらに広がります。簡単でございますが、以上をもつて説明を終ります。

○鈴木委員長 他に御質疑はありますか。――御質疑がなければこれより議論に入りますが討論はいかがいたしましようか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは討論を省略いたします。これよりただちに採決いたします。参議院送付案たる政府原案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○玉置（信）委員 漁政部から生産部に権限というか、行政事務を移管した形になります。むしろこれは現在の機構からいうと、三部のよう

あります。四部にして、真に行政事務の全きを期するということにした方

がいいのではないかと思します。しか
もこれを四部にすることによっても、
定員法に抵触せずして内部機構の改革
を行なうことができるのではないかと思
いますが、この点いかがであります
か、お伺いいたします。

○戸嶋説明員 お話を点はごもつとも
であります。これは将来の問題とし
てぜひそういうように実現をしていたいと
いうつもりで、今後事務的に準備をい
たしたいと、こう思っています。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。本日採決いたしました議案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 御異議なければさようともはからります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十七分散会

〔参考照〕

海上保安庁法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

地方財政委員会設置法案（内閣提出）
に関する報告書

経済調査法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案（内閣提出）に関する報告書

水産庁設置法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

たいへん残念な気がでありますが、将来の問題としてはぜひそういうように行つた方がいいのではないかと考えております。

○鈴木委員長 他に御質疑はありますか。――御質疑がなければこれより議論に入りますが討論はいかがいたしましようか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは討論を省略いたします。これよりただちに採決いたしました。参議院送付案たる政府原案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○玉置（信）委員 漁政部から生産部に権限というか、行政事務を移管した形になります。むしろこれは現在の機構からいうと、三部のよう

あります。四部にして、真に行政事務の全きを期するということによつても、

がいいのではないかと思します。しか
もこれを四部にすることによっても、
定員法に抵触せずして内部機構の改革
を行なうことができるのではないかと思
いますが、この点いかがであります
か、お伺いいたします。

○戸嶋説明員 お話を点はごもつとも
であります。これは将来の問題とし
てぜひそういうように実現をしていたいと
いうつもりで、今後事務的に準備をい
たしたいと、こう思っています。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。本日採決いたしました議案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 御異議なければさようともはからります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十七分散会

〔参考照〕

海上保安庁法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

地方財政委員会設置法案（内閣提出）
に関する報告書

経済調査法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案（内閣提出）に関する報告書

水産庁設置法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

といつたままでは、現在漁港行政は今度の漁港法の成立によりまして、農林大臣の権限等が幾分広くなりましたので、それがさらに広がります。

たいへん残念な気がでありますが、将来の問題としてはぜひそういうように行つた方がいいのではないかと考えております。

○鈴木委員長 他に御質疑はありますか。――御質疑がなければこれより議論に入りますが討論はいかがいたしましようか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは討論を省略いたします。これよりただちに採決いたしました。参議院送付案たる政府原案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○玉置（信）委員 漁政部から生産部に権限というか、行政事務を移管した形になります。むしろこれは現在の機構からいうと、三部のよう

あります。四部にして、真に行政事務の全きを期するということによつても、

がいいのではないかと思します。しか
もこれを四部にすることによっても、
定員法に抵触せずして内部機構の改革
を行なうことができるのではないかと思
いますが、この点いかがであります
か、お伺いいたします。

○戸嶋説明員 お話を点はごもつとも
であります。これは将来の問題とし
てぜひそういうように実現をしていたいと
いうつもりで、今後事務的に準備をい
たしたいと、こう思っています。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。本日採決いたしました議案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 御異議なければさようともはからります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十七分散会

〔参考照〕

海上保安庁法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

地方財政委員会設置法案（内閣提出）
に関する報告書

経済調査法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案（内閣提出）に関する報告書

水産庁設置法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕